

経理処理に関する見解について（土地賃借権付建物共有制リゾートクラブ会員権）

リゾートトラスト株式会社

本資料は会計・税務処理に関する一般的な解釈を提示しており、当社がその取り扱いを保証するものではありません。会計処理方法は利用実態により、異なる場合がございますので、お客様のご利用方法に合わせた会計処理をお願い申し上げます。必要に応じて税理士等にご相談のうえお取り扱いください。

特定の方に利用が限られている場合等は、会員権代金（不動産建物代金・登録料・償却保証金）、土地賃借料および運営管理費は法人の資産・費用として認められない可能性があります

| | 費用の項目 | 経理処理 | 勘定科目 (一般的な例) | 備考 |
|-----|------------------------|------|-------------------|---|
| 共有制 | 不動産建物代金 | 資産計上 | 建物等 | 償却可 耐用年数39年（ホテル）定額法2.6% （中古資産の耐用年数の特例あり） |
| | 不動産建物代金 （未竣工の場合） | 資産計上 | 建設仮勘定等 | 引渡し時に建物に振替え |
| | 建物に伴う消費税 | - | （仮払）消費税等 | ※建物が未竣工の場合は資産計上し、引渡後に引渡日時点の税率で計上されることとなります。 |
| | 登録料 | 資産計上 | その他投資等 | 償却可能（法人税基本通達9-7-13の2） ※役務の提供期間中は一括損金計上は不可とされます。 |
| | 登録料に伴う消費税 | - | （仮払）消費税等 | - |
| | 償却保証金 | 資産計上 | 差入保証金等 | 建物引渡し後、償却可能（法人税基本通達9-7-13の2） ※役務の提供期間中は一括損金計上は不可とされます。 |
| | 土地賃借料 | 費用計上 | 地代家賃 又は 福利厚生費等 | - |
| | 運営管理費 | 費用計上 | 交際費 又は 福利厚生費等 | 接待の場合等 : 交際費 従業員の慰安等 : 福利厚生費 |
| | 登録免許税・印紙・ 固定資産税・取得税 | 費用計上 | 租税公課 | - |

2021年5月31日

（レジャークラブの入会金） 法人税基本通達9-7-13の2（抜粋）

9-7-11及び9-7-12の取扱い、法人がレジャークラブ（宿泊施設、体育施設、遊技施設その他のレジャー施設を会員に利用させることを目的とするクラブでゴルフクラブ以外のものをいう。以下9-7-14において同じ。）に対して支出した入会金について準用する。ただし、その会員としての有効期間が定められており、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還を受けることができないものとされているレジャークラブに対して支出する入会金（役員又は使用人に対する給与とされるものを除く。）については、繰延資産として償却することができるものとする。（昭52年直法2-33「14」により追加）

（注）年会費その他の費用は、その使途に応じて交際費等又は福利厚生費若しくは給与となることに留意する。